

別添9.海外ガイドライン等の参照先（案）

本表は、AI事業者ガイドライン（第1.2版）（以下 本ガイドライン）において参照している主要な海外のガイドライン等の参照先をまとめた表です。本ガイドラインの記載内容にて参照している海外ガイドライン等の該当箇所の確認等にご活用ください。

なお、対象の海外ガイドライン等は本ガイドライン公開時点のものであり、それぞれ更新・改版されて対応関係が変わる可能性がある旨、ご理解願います。

「AI事業者ガイドライン本編」列および「AI事業者ガイドライン別添」列記載のパートの各行に、該当パートの参照先となる比較対象ガイドライン等の該当パートを記載しております。

例）本ガイドライン「本編第3部 AI開発者に関する事項（データ前処理・学習時）」（表11行目）にて参照した記載は③米国 NIST AI RMF 1.0(表7列目)の「3.1 Valid and Reliable」、「3.7 Fair – with Harmful Bias Managed」

対象文献一覧		
番号	参考文献名	略称
①	Advancing accountability in AI (2023年2月, OECD)	OECD AIにおけるアカウンタビリティの高度化
②	Hiroshima AI Process Comprehensive Policy Framework (2023年12月,G7)	G7 広島AIプロセス
③	Artificial Intelligence Risk Management Framework (AI RMF 1.0) (2023年1月, NIST)	米国 NIST AI RMF 1.0
④	CYBERSECURITY FRAMEWORK (2018年4月, NIST)	米国 NIST CSF
⑤	Blueprint for an AI Bill of Rights (2022年10月, THE WHITE HOUSE)	米国 AI権利章典
⑥	Artificial Intelligence Act (2024年8月, EU)	EU AI Act
⑦	Guidelines for secure AI system development (2023年11月, NCSC)	英国 NCSC セキュアAIシステム開発ガイドライン
⑧	ETHICS GUIDELINES FOR TRUSTWORTHY AI (2019年4月, EU)	EU 信頼性を備えたAIのための倫理ガイドライン
⑨	Guidelines for privacy impact assessment (ISO)	ISO PIAガイドライン
⑩	Recommendation on the Ethics of Artificial Intelligence (2021年11月, UNESCO)	UNESCO AI倫理勧告

AI事業者ガイドライン本編		AI事業者ガイドライン別添		①OECD AIにおけるアカウンタビリティの高度化	②G7 広島AIプロセス	③米国 NIST AI RMF 1.0	④米国 NIST CSF	⑤米国 AI権利章典
はじめに	-	別添.はじめに	-					
第1部 AIとは	-	別添1.第1部関連	A.AIに関する前提	AI terms & concepts (OECD AI Principles overview)	高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範(2023年10月, 広島AIプロセスに関するG7首脳声明)			
			B.AIによる便益/リスク					
第2部 AIにより目指すべき社会及び各主体が取り組む事項	A.基本理念 B.原則	- -	- -					
	C.共通の指針	-	-		概要版「各主体に共通の指針」にて広島AIプロセス包括的政策枠組み(2023年12月, 広島AIプロセスG7デジタル・技術閣僚声明)を引用	・ 3.4 Accountant and Transparent ・ 5.3 Measure 概要版「各主体に共通の指針」にて引用		概要版「各主体に共通の指針」にて引用
	D.広島AIプロセス「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」	-	-		広島AIプロセス包括的政策枠組み II. 全てのAI関係者向け及び高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針(2023年12月, 広島AIプロセスG7デジタル・技術閣僚声明)			
	E.ガバナンスの構築	別添2.「第2部E.AIガバナンスの構築」関連	A.経営層によるAIガバナンスの構築及びモニタリング B.AIガバナンスの構築に関する実際の取組事例			・ 5.3 Measure ・ 3.5 Explainable and Interpretable(以下を引用) Four Principles of Explainable Artificial Intelligence (Draft)(2020年8月, NIST) ・ 2. Four Principles of Explainable AI		
第3部 AI開発者に関する事項	データ前処理・学習時	別添3.AI開発者向け				・ 3.1 Valid and Reliable ・ 3.7 Fair – with Harmful Bias Managed		
	AI開発時		A.本編「第3部 AI開発者に関する事項」の解説		3.2 Safe	・ 2.4 Coordination of Framework Implementation ・ 3.2 Establishing or Improving a Cybersecurity Program ・ 4.0 Self-Assessing Cybersecurity Risk with the Framework ・ Appendix A: Framework Core		
	AI開発後							
	-		B.本編「第2部」の「共通の指針」の解説		・ 5.3 Measure			
広島AIプロセス「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」		C.広島AIプロセス「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」		高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範(2023年10月, 広島AIプロセスに関するG7首脳声明)				
第4部 AI提供者に関する事項	AIシステム実装時	別添4.AI提供者向け		・ 5.1 Monitor, document, communicate and consult				
	AIシステム・サービス提供後		A.本編「第4部 AI提供者に関する事項」の解説	・ Box 1.2. Trustworthy AI per the OECD AI Principles ・ 3.3 Transparency and explainability	・ 3.4 Accountant and Transparent	・ WHAT SHOULD BE EXPECTED OF AUTOMATED SYSTEMS, Reporting ・ WHAT SHOULD BE EXPECTED OF AUTOMATED SYSTEMS, Generally accessible plain language documentation.		
	-		B.本編「第2部」の「共通の指針」の解説	・ 3.3 Transparency and explainability	・ 3.4 Accountant and Transparent ・ 5.3 Measure			
第5部 AI利用者に関する事項	AIシステム・サービス利用時	別添5.AI利用者向け	A.本編「第5部 AI利用者に関する事項」の解説	・ Box 1.2. Trustworthy AI per the OECD AI Principles ・ 3.3 Transparency and explainability	・ 3.4 Accountant and Transparent	・ WHAT SHOULD BE EXPECTED OF AUTOMATED SYSTEMS, Reporting ・ WHAT SHOULD BE EXPECTED OF AUTOMATED SYSTEMS, Generally accessible plain language documentation.		
	-		B.本編「第2部」の「共通の指針」の解説					
-	-	別添6.「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照する際の主な留意事項について	-					

AI事業者ガイドライン本編		AI事業者ガイドライン別添		⑥EU AI Act	⑦英国 NCSC セキュアAIシステム開発ガイドライン	⑧EU 信頼性を備えたAIのための倫理ガイドライン	⑨ISO PIAガイドライン	⑩UNESCO AI倫理勧告			
はじめに	-	別添.はじめに	-								
第1部 AIとは	-	別添1.第1部関連	A.AIに関する前提	・ Recital 29 ・ PRESS RELEASE: European Artificial Intelligence Act comes into force							
			B.AIによる便益/リスク								
第2部 AIにより目指すべき社会及び各主体が取り組む事項	A.基本理念	-	-	・ Recital 27			・ II. Chapter II: Realising Trustworthy AI, 1.1 Human agency and oversight 概要版「各主体に共通の指針」にて引用	概要版「各主体に共通の指針」にて引用			
	B.原則	-	-								
	C.共通の指針	-	-								
	D.広島AIプロセス「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」	-	-								
E.ガバナンスの構築	別添2.「第2部E.AIガバナンスの構築」関連	A.経営層によるAIガバナンスの構築及びモニタリング	・ Annex III: High-Risk AI Systems Referred to in Article 6(2)								
		B.AIガバナンスの構築に関する実際の取組事例									
第3部 AI開発者に関する事項	データ前処理・学習時	別添3.AI開発者向け	A.本編「第3部 AI開発者に関する事項」の解説	・ 1. Secure design ・ 2. Secure development ・ 3. Secure deployment ・ 4. Secure operation and maintenance							
	AI開発時										
	AI開発後								B.本編「第2部」の「共通の指針」の解説	・ II. Chapter II: Realising Trustworthy AI, 1.4 Transparency	・ 6. Guidance on the process for conducting a PIA ・ 7.4 Privacy requirements
	-								C.広島AIプロセス「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」		
広島AIプロセス「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」											
第4部 AI提供者に関する事項	AIシステム実装時	別添4.AI提供者向け	A.本編「第4部 AI提供者に関する事項」の解説	・ 1. Secure design ・ 2. Secure development ・ 3. Secure deployment ・ 4. Secure operation and maintenance							
	AIシステム・サービス提供後										
	-								B.本編「第2部」の「共通の指針」の解説		
第5部 AI利用者に関する事項	AIシステム・サービス利用時	別添5.AI利用者向け	A.本編「第5部 AI利用者に関する事項」の解説								
	-		B.本編「第2部」の「共通の指針」の解説								
-	-	別添6.「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照する際の主な留意事項について	-								